

# 令和5年度監査実施方針及び監査年間計画

## 1 監査実施方針

令和5年度の監査実施方針は、次のとおりとする。

### (1) 国の動向

#### ① 地方財政並びに行財政改革等に係る動向

国においては、重要な政策の選択肢を狭めることなく、経済・財政一体改革を着実に推進すると同時に、中長期的な財政健全化に取り組むとしている。

具体的には脱炭素に向けた「グリーントランスマネジメント（GX）への投資」、デジタル社会を目指す「デジタルトランスマネジメント（DX）への投資」、「少子化対策・こども政策」、「デジタル田園都市国家構想の実現」等への予算の重点化を進めることができた。

また、「令和5年度地方財政計画のポイント」（令和5年2月総務省自治財政局）によると、「一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円を確保」するとしている。

### (2) 本市の状況

#### ① 財政等の状況

令和3年度決算では、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支ともに黒字決算となった。また、財政の弾力性を判断する経常収支比率も改善が見られている。しかしながら、これらは国からのコロナ関連の地方創生臨時交付金や災害復旧への財政支援の増加等、特定財源に係る事業を優先した結果、一般財源の割合が相対的に低くなっていることによる繰越額の増加が要因と考えられるところから、昨年に引き続き一時的な状況と考えられる。今後においては市税等の著しい増加は見込めず、各種交付金についても多額の国債発行等の財政出動からの健全化に向けた取り組みにより、地方交付税等が減少するとともに、扶助費や公債費等に充当する経常一般財源については増加していくことが見込まれ、財政状況が悪化の傾向になることも予想されるため、留意していくことが必要である。

こうした中、令和5年度の当初予算見通しは、歳入においては、市税では固定資産税の新築減免の適用終了や国税の税収状況から増加が見込まれるもの、地方交付税は国の動向から減額とみている。また、歳出については、電力・ガス・食料やエネルギーの価格高騰の影響による物件費の増加や、施設の老朽化に対応するための長寿命化改修工事、「かごしま固体」の関連経費等により、大きな財源不足となることから、多額の財政調整基金繰入で対応するなど過去と比較して大きな予算規模となっている。既存事業の見直しを含めた非効率的な支出の改善を取り組むことにより、経常経費を削減することが必要である。

このような状況の下、令和5年度は「第2次伊佐市総合振興計画」の初年度に当たるため、計画の各分野に掲げた施策の展開をしっかりと進めるとともに、

世界共通の目標である「SDGs」についても一体的に取り組むこととしている。あわせて国が予算の重点化を勧めるDXや自治体GXの対応についても国の対策と連動して取り組むとしている。

## ② 内部統制の状況

内部統制体制の整備については、本市では現在のところ動きはない。

各課等の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理、一般行政事務の執行状況を見ると、課長等が財務事務執行等を総括することとされており、執行伺いや支出負担行為書、起案書などを決裁する行為により内部統制されていると考える。

一方、各課等には庶務担当者が配置され、年度当初に会計課・財政課・建設課による庶務担当者説明会が開催され、会計事務、財務事務、契約事務等の研修が行われている。これらの研修を受け事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在すると思われる。

監査委員及び補佐する事務局は、これらのルールに即して業務が行われているか情報を収集し、内部統制の整備状況及び運用状況を検討することが必要であると考える。

### ◎内部統制体制とは・・・

\* 地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制。

\* 平成29年地方自治法改正により、都道府県及び指定都市において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられたが、その他の市町村は努力義務とされている。

\* 内部統制に関する方針を策定し内部統制体制を整備し運用した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を受け、議会に提出せねばならない。

## ② 施政方針

令和5年度の施政方針では6つの重点施策を掲げている。1点目は「笑顔で創る明るいまち」、2点目は「安心して子育てができるまち」、3点目は「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」、4点目は「ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち」、5点目は「活力ある産業と賑わいのあるまち」、6点目は「安全、安心な住みよいまち」である。これらは、監査等を実施する際の重点項目となると考える。

## ④ 議会の動向

一般会計予算決算委員会の審査報告では、通学路の安全確保を最優先に考えた道路改良方法の検討、むらづくり事業について、全序的な協議を伴った被災者に寄り添った災害復旧の検討、ふるさと納税の返礼品について職員のアイデアを取り入れたカテゴリーを増やすことの要望などの意見が出されている。

また、水道事業決算審査で管路延長計画の進捗状況、農業集落排水事業決算審査ではポンプ場保守点検委託の状況、国民健康保険事業決算審査では高額療養費の増加の要因、後期高齢者医療決算審査では保険料のコンビニ収納の件数と効果、介護保険事業決算審査では基金の活用と成年後見人制度の概要などについて質疑が行われている。

### (3) 監査等の方向性及び重点項目

上記の国の動向や本市の状況等を踏まえ、監査等の方向性及び重点項目を次のとおり定める。

#### ① 監査等の方向性

監査等の対象に係るリスクを識別し、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況及び内部統制の整備・運用状況をもとにリスクの内容及び程度を検討し、効果的な監査等を効率的に実施することを基本にその方向性を次のとおり定める。

- ア 内部統制の整備・運用状況に対する監視の役割を意識しつつ、監査等を実施する。
- イ 監査等は、合規性、有効性、効率性、経済性、正確性等の観点から、違法又は不当の指摘にとどまらず、指導を意識して実施する。
- ウ 監査等において問題が発見された場合は、原因の究明に努めることとし、その原因の所在に応じ、制度そのものの見直しやチェック体制の改善などを求める。
- エ 伊佐市監査基準に基づき監査等を実施した結果、導き出される指摘、意見及び勧告等の監査報告等では正や改善等を求めた事項は、措置が講じられるまでフォローアップを継続し、市長等に対して責任を持った対応を求める。
- オ 監査等の結果は、全庁に周知し自主的な改善を促すとともに、市民にわかりやすく情報提供を行う。

#### ② 重点項目

以下の事案等について重点的に監査等を行うこととする。なお、必要に応じ、監査等の種類ごとに定める実施計画において、監査等に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、個別の重点項目を定める。

- ア 違法若しくは不当な事案又は改善を要する事案で、金額的影響度の高いものや公務への信頼性等の質的影響度が高いもの。
- イ 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部に委託された事業及び情報システム等の導入により事務手続が大きく変更となった事業。
- ウ 本市の過去の監査等で問題となった事案や他の公共団体で問題となった事案、マスメディアで報道されるなど市民の関心が高い事案。
- エ 監査報告等において是正や改善等を求めた事項で、措置が講じられないで放置されている事案。
- オ 各種契約や補助金支出の財務事務に関し、根拠法令等に即した事務が遂行されているかを主眼とし、併せて職員の習熟度にも着目する。

## 2 監査年間計画

令和5年度の監査年間計画は、次のとおりとする。

### (1) 監査等の種類及び対象

令和5年度の監査等の種類並びに監査等の種類ごとの方針と対象は次のとおりとする。

#### ① 定期監査

市が執行する財務に関する事務及び市が経営する事業の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、議会事務局、市長部局（会計課を含む）、水道事業部局、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会）の各課等が実施した事務事業とし、4月から7月、9月から翌年2月に分けて監査を実施する。

4月から7月に実施する課等は前年度の事務事業を、9月から翌年2月に実施する課等は現年度の事務事業を対象とする。

#### ② 財政援助団体等監査

市が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、また当該団体に対する財政的援助等に係る事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、(1)①に掲げる部局等が令和4年度に行った財政的援助等のうち、実績等を勘案して団体を選定し、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務及び当該団体に対する財政的援助等に係る事務を対象とする。

なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務も対象とする。

#### ③ 一般・特別会計歳入歳出決算審査

市長から審査に付された令和4年度一般・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

#### ④ 公営企業会計決算審査

市長から審査に付された令和4年度公営企業会計歳入歳出決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

⑤ 基金運用状況審査

市長から審査に付された令和4年度の定額の資金を運用するための基金の運用状況報告書の計数が正確で、条例等で規定する運用やその目的に沿って適正かつ効率的に行われているか審査する。

⑥ 健全化判断比率等審査

市長から審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

⑦ 例月現金出納検査

会計管理者並びに水道事業の管理者の権限を行う市長が管理する現金の出納事務について、毎月例日を定め、正確に行われているか検査する。

⑧ その他の監査

上記に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求もしくは要求があった時又は監査委員が必要と認める時は、法令に基づく監査を実施する。

(2) 監査等の実施予定期間

各監査等の実施予定期間は、別表「令和5年度 監査実施計画表」のとおりとする。

(3) 監査等の品質管理

① 方針

監査委員は、本計画に基づく監査等が、伊佐市監査基準、令和5年度監査実施方針及び監査年間計画、令和5年度監査実施計画に基づき適切に実施されているかを評価し管理する。

② 手続

令和6年3月の監査委員会議において確認及び評価を行う。併せて令和5年度の実施方針及び年間計画の策定に係る検討を行う際、同時点までに実施した監査等を対象に確認及び評価を行うこととする。

(4) 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局長以下職員2人が補助する。

別表1

## 令和5年度 監査実施計画表

監査委員事務局

区分	実施月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3										
定期監査 (地方自治法第199条第4項)	監査委員事務局(下)	議会事務局(上) 課(下)	総務課(下) 財政政策課(下)	企画政策課(下) 長寿介護課(下)	税務課(下) 保健課(下)	農林設政課(下)	農業委員会事務局(下)	小学校(7校) 中学校(1校) 福祉課(下)	地域振興課(下)	市民課(選管含む下) 水道課(上半期・下)	学校給食センター(上) 環境政策課(上)	会計課(上) 教育総務課(下) 文化スポーツ課(中)	学校教育課(下) 社会教育課(図書館含む下)	こども課(上)									
前年度分の実績を対象												現年度前月までの実績を対象(上、中旬実施の場合は前々月)											
補助団体等に対する監査 (地方自治法第199条第7項)					補助団体 指定管理者(中)																		
例月出納検査 (地方自治法第235条の2第1項)	毎月20～25日 (伊佐市監査委員条例第6条第1項の規定による)																						
決算審査 (地方自治法第233条第2項) (地方自治法第241条第5項) (財政健全化法第3条、第22条) (公企法第30条第2項)		水道事業会計・ 集落排水事業特別会計打切決算 (6月上)	一般会計・特別会計 基金の運用状況 財政健全化判断比率 資金不足比率 (7月下旬)																				
監査委員会議													監査委員会議										
【一部事務組合】 ・大口地方卸売市場管理組合 ・伊佐北姶良火葬場管理組合 ・伊佐湧水消防組合 ・伊佐北姶良環境管理組合			決算審査 出納検査 (未来館のみ) (7月上)		決算審査 出納検査 (未来館除く) (10月上)																		
※(上)、(中)、(下)は上旬、中旬、下旬を表す。																							